

## 地域の実情に応じた学校選択制等の普及について

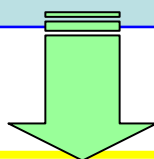
### 趣旨

市町村教育委員会による公立小中学校の就学校指定に関し、

・「学校選択制」導入の是非の積極的な検討

※平成17年度において「学校選択制」を導入している自治体は小学校8.8%、中学校11.1%

・就学校指定の変更に係る「保護者の申立」のより適切な運用がなされるよう、以下の施策を実施



### 具体的施策

○好事例を集めた事例集を作成し、教育委員会へ配布。  
あわせて積極的な検討を促す。

○省令(学校教育法施行規則)を改正し、就学校指定変更に係る「保護者の申立」ができる旨を就学校指定通知に明記。

あわせて、いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各教育委員会に求める。

#### 【参考】規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申(抄)(H17.12.21)

(具体的施策)

学校選択制について、市町村教育委員会がその方法や効果等について認識し、児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえつつ、その導入の是非について積極的な検討が行われるよう、学校選択制の好事例をまとめた事例集を全国に配付する。これにあわせて、国としても学校選択制の導入の是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を各教育委員会に対して求めることとする。

また、就学すべき学校を指定した後の「変更の申立」について、学校教育法施行規則の一部を改正し、就学通知の際に、「変更の申立」ができる旨を記載するよう制度改正を行う。

さらに、いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める。【平成17年度中に措置】